

Press Release

平成 17 年 3 月 23 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会
(順不同)

「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」の設置について

1. 設置について

(1) 経緯

中小企業の資金調達の多様化、取引の円滑化のための信用調査など中小企業の正確な計算書類の作成と開示が求められている中で、商法の改正により平成 14 年 4 月からインターネットによる計算書類の公開が認められ中小会社の会計のあり方が問われた。その結果、関係団体から下記の報告書が公表された。

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成 14 年 6 月公表、平成 15 年 11 月改訂)

日本税理士会連合会「中小会社会計基準」(平成 14 年 12 月)

日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成 15 年 6 月)

(2) 目的

今通常国会に提出された「会社法案」の中で、会計に関する専門的識見を有する者が、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する会計参与制度の新設が予定されている。そのため、会計専門職である会計参与が抛るべき会計に資することを目的として、上記 3 つの報告書の統合化の作業を行う。

2. 設置主体

中小企業の会計実務に関与している民間団体である日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び会計基準設定主体である企業会計基準委員会は共同で、3 月 22 日に「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置した。メンバーは、関係団体代表者に加え、学識経験者が委員として審議に参加し、関係省庁である中小企業庁、金融庁、法務省がオブザーバーとして参加する。

3．統合化に当たっての確認事項

標記委員会では、統合化に当たって以下の事項を確認している。

- (1) 会計参与が拠るべき会計の指針の統合化の作業であり、中小企業会計基準の設定作業ではないこと
- (2) 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にしつつ処理を行うこと
- (3) 会計参与を設置しない会社（監査証明を受ける会社を除く。）においても、統合化された指針の適用が期待されること
- (4) 統合化された指針は、各団体所定の手続を経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること
- (5) 統合化作業は、草案を公開し広く意見を求めた上で、本年6月公表を目途に行うこと

以　上

「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会委員

(敬称略)

委員長	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会会長
	森 金次郎	日本税理士会連合会会長
	篠原 徹	日本商工会議所常務理事
	斎藤 静樹	企業会計基準委員会委員長

(オブザーバー)

相澤 哲	法務省民事局参事官
池田 唯一	金融庁総務企画局企業開示参事官
平井 裕秀	中小企業庁事業環境部財務課長